

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント・行事の 開催基準及び施設運営の判断基準

令和5年2月3日
玉 城 町

1 基本的な考え方

「三重県指針」【別冊】イベントの開催基準等の一部改訂に伴い、町主催のイベント・行事の開催基準及び施設運営の判断基準を下記のとおり取り扱うこととする。

・県外での開催については、当該都道府県の感染状況や、イベント開催及び移動に関する方針等に留意し、検討するものとする。

【人数上限、収容率等】

- (1) イベントの開催にあたっては、【開催時の感染防止対策】（対策の詳細については「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント開催基準」別紙1「イベント開催等における必要な感染防止対策」を参照）を講じるものとします。
そのうえで、人数上限、収容率上限は以下のとおりとします。

(a) 人数上限	(b) 収容率上限
収容定員まで	100%以内 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

【開催時の感染防止対策】

・次の項目など適切な感染防止対策を講じることとします。

（開催前の対策）

○参加者には次の注意事項を事前に周知すること

- ・お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意のうえ、移動に際しては感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・イベント前後の移動や食事等においても基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの低減を心がけてください。
- ・発熱等の症状がある方は参加できません。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方はご参加をご遠慮いただくようお願いします。

（開催時の対策）

「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント開催基準」別紙1「イベント開催等における必要な感染防止対策」の対策を行うこと。

【施設運営の判断基準】

町所有の一般利用施設は通常どおり開放する。

2 留意事項

- ・本判断基準の適用は、令和5年2月3日から当面の間までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。
- ・開催前の対策や開催時の対策等、本判断基準に記載のないものについては、【『三重県指針』【別冊】イベントの開催基準等】、【新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント開催基準】に準ずるものとする。